

## 警察署広告入り掲示板設置業務仕様書

### 1 広告掲示期間

令和8年3月1日から令和11年2月28日までの間  
(上記期間には、設置工事及び原状回復に必要な期間を含む)

### 2 広告の掲示場所

- (1) 三島市谷田194番地の1  
三島警察署庁舎内の指定した場所(別図「広告入り掲示板設置場所」のとおり)
- (2) 静岡市駿河区富士見台1丁目5番10号  
静岡南警察署庁舎内の指定した場所(別図「広告入り掲示板設置場所」のとおり)
- (3) 藤枝市緑町1丁目3番地の5  
藤枝警察署庁舎内の指定した場所(別図「広告入り掲示板設置場所」のとおり)
- (4) 掛川市宮脇1丁目1番地の1  
掛川警察署庁舎内の指定した場所(別図「広告入り掲示板設置場所」のとおり)
- (5) 浜松市中央区住吉5丁目28番1号  
浜松中央警察署庁舎内の指定した場所(別図「広告入り掲示板設置場所」のとおり)

### 3 広告時間

月～金曜日の8:30から17:15まで  
※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く

### 4 広告対象者数

- (1) 三島警察署  
免許関係年間来庁者数 約 1.9万人  
自動車保管場所窓口業務件数 約 0.9万件
- (2) 静岡南警察署  
免許関係年間来庁者数 約 2.7万人  
自動車保管場所窓口業務件数 約 1.7万件
- (3) 藤枝警察署  
免許関係年間来庁者数 約 2.1万人  
自動車保管場所窓口業務件数 約 1.0万件
- (4) 掛川警察署  
免許関係年間来庁者数 約 2.0万人  
自動車保管場所窓口業務件数 約 0.6万件
- (5) 浜松中央警察署  
免許関係年間来庁者数 約 3.4万人  
自動車保管場所窓口業務件数 約 1.6万件

※免許関係とは、免許の更新、再交付、受験申請及び記載事項変更手続き等の来庁者数とし、他用途(遺失拾得(落とし物)、相談、許認可等)来庁者は除く

## 5 広告入り掲示板の概要

### (1) 本体の概要

別添「広告入り掲示板設置物イメージ図」による

### (2) 掲出内容

ア 広告入り掲示板（以下「掲示板」という。）設置施設の庁舎内案内を作成し、分かりやすく掲出すること。

イ 地図の表示等において、文字の大きさや配色などを高齢者や色覚障がい者等に配慮したユニバーサルデザインとすること。

ウ 庁舎内案内や窓口案内は、修正が容易なものとする。

エ 県警察の要望に応じた行政情報を作成及び掲出すること。

オ 掲出内容について、破損又は汚損に伴う改修、広告主の変更等に伴う広告の更新、行政情報等の部分的な修正は、必要の都度行うこと。

カ 掲出内容については、事前に見本を提出し、承認を得ること。

キ 広告に関する一切の責任は広告掲示事業者にある旨の記載を行うこと。

ク 掲示板の掲出内容に係る問い合わせ先は広告掲示事業者である旨の記載を行うこと。

### (3) 設置運用

ア 掲示板は、地震等の際の転倒を防止するための十分な対策を講じること。

イ 掲示板の制作及び設置並びに撤去する際の原状回復に係る一切の工事は、広告掲示事業者の負担により行うこと。なお、工法等については事前に協議のうえ許可を得て実施すること。

ウ 工事は、原則として開庁日の時間外又は閉庁日に行うこと。

エ 破損、故障、事故があった場合の対応等、一切の保守管理を広告掲示事業者の責任と負担において行うこと。

オ 広告掲示事業者は、掲示板に係る使用電力の計量機器（子メーター）を設置し、それにより算出した実費を県が指定する方法で期限までに全額納入すること。

## 6 広告内容の協議

掲示する広告については、静岡県警察庁舎広告掲示事業実施要領及び静岡県警察庁舎広告掲示基準によるものとする。

広告主選定及び掲出しようとする広告内容の決定については、事前に県警察と協議し、県警察の承認を受けることとする。

## 7 その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、県警察と広告掲示事業者が協議の上決定する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

## 企画提案書

静岡県知事  
鈴木 康友 様

住 所  
事業者名称  
代表者役職氏名

印

広告入り掲示板設置の実施について、本書及び別紙のとおり提案します。  
なお、「警察署における広告入り掲示板設置企画提案募集要項」に記載された応募資格を満たしていること及び提出書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

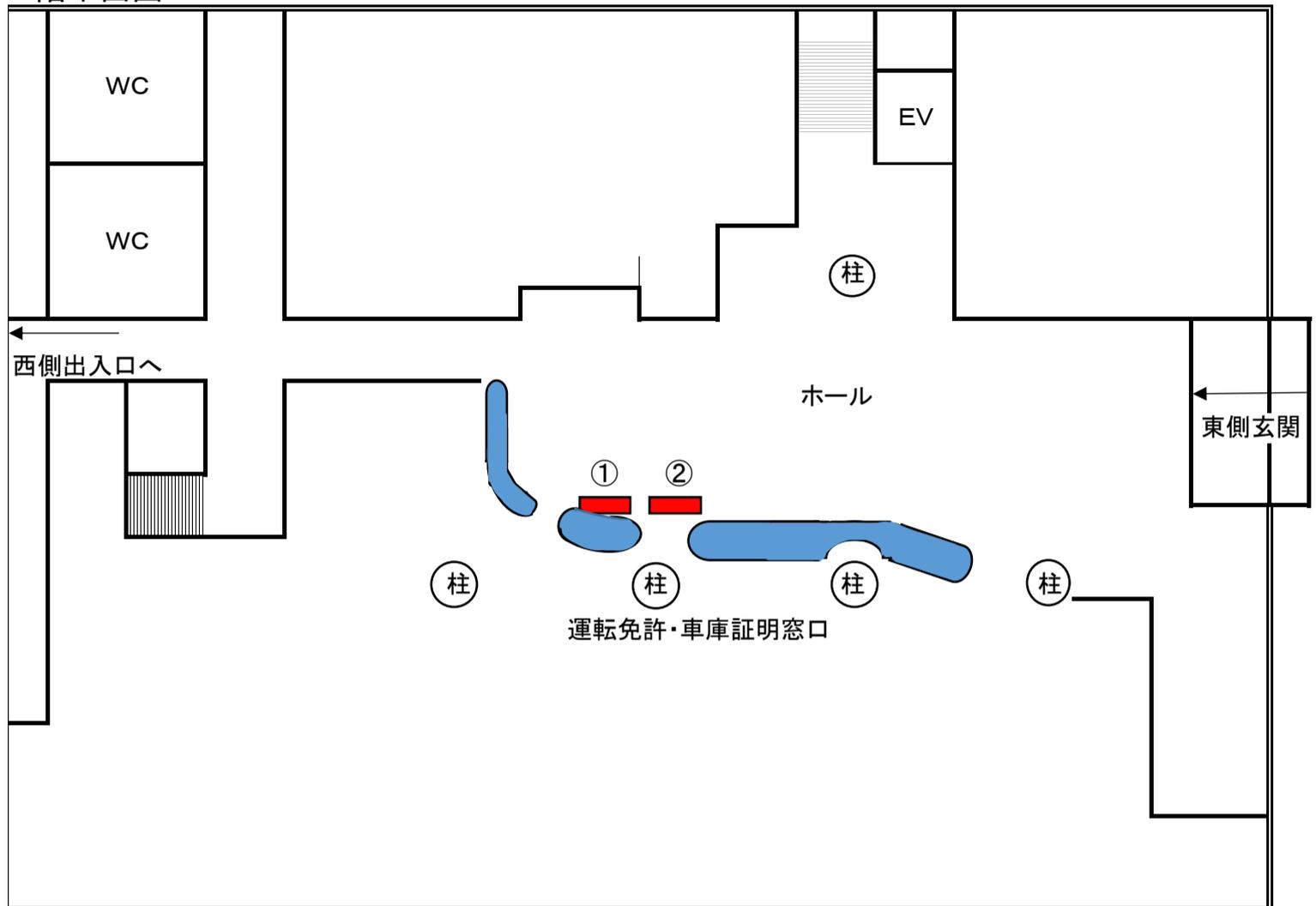
事業者名称	
担当者氏名	
連絡先	(住 所)
	(電話番号)
	(FAX番号)
	(電子メール)

別表1 評価項目・基準

項目	評価基準
事業実務能力	<ul style="list-style-type: none"><li>・法令等を遵守して事業を遂行する能力があるか</li><li>・組織、人員体制が確保されているか</li><li>・掲示板を企画・制作する能力があるか</li><li>・表示板の適正な維持管理を行うことができるか</li><li>・広告募集等の事務を適正に行うことができるか</li><li>・同種の事業実績を有しているか</li><li>・継続的な事業実施が可能か</li></ul>
掲示板の仕様・コンテンツ等	<ul style="list-style-type: none"><li>・掲示板の情報が来庁者の利便向上等に資するものであるか</li><li>・表示、デザイン、コンテンツが見やすく、わかりやすいものとなっているか</li><li>・行政情報及び広告部分の材質や仕様が視認性に優れたものになっているか</li><li>・色合い、デザイン等が警察署の施設全体の雰囲気と調和しているか</li><li>・枠の材質が長期使用に耐えうる材質となっているか</li></ul>
設置、運用	<ul style="list-style-type: none"><li>・設備の落下や破損防止対策がとられているか</li><li>・設備の保守管理体制及び緊急時の対応が適切に確保されているか</li><li>・原状回復が容易な方法がとられているか</li><li>・情報更新が適切になされることになっているか</li></ul>
広告の募集等	<ul style="list-style-type: none"><li>・広告枠の設定は適切か</li><li>・広告主の募集方法は適切か</li></ul>
広告掲出料金	<ul style="list-style-type: none"><li>・広告掲出料金の提案は妥当か</li><li>・事業計画に沿った継続的な取組みが期待でき、安定的な県の収入が見込まれるか</li></ul>

別図「広告入り掲示板設置場所」 三島警察署(天井吊り下げ設置)①、②

1階平面図



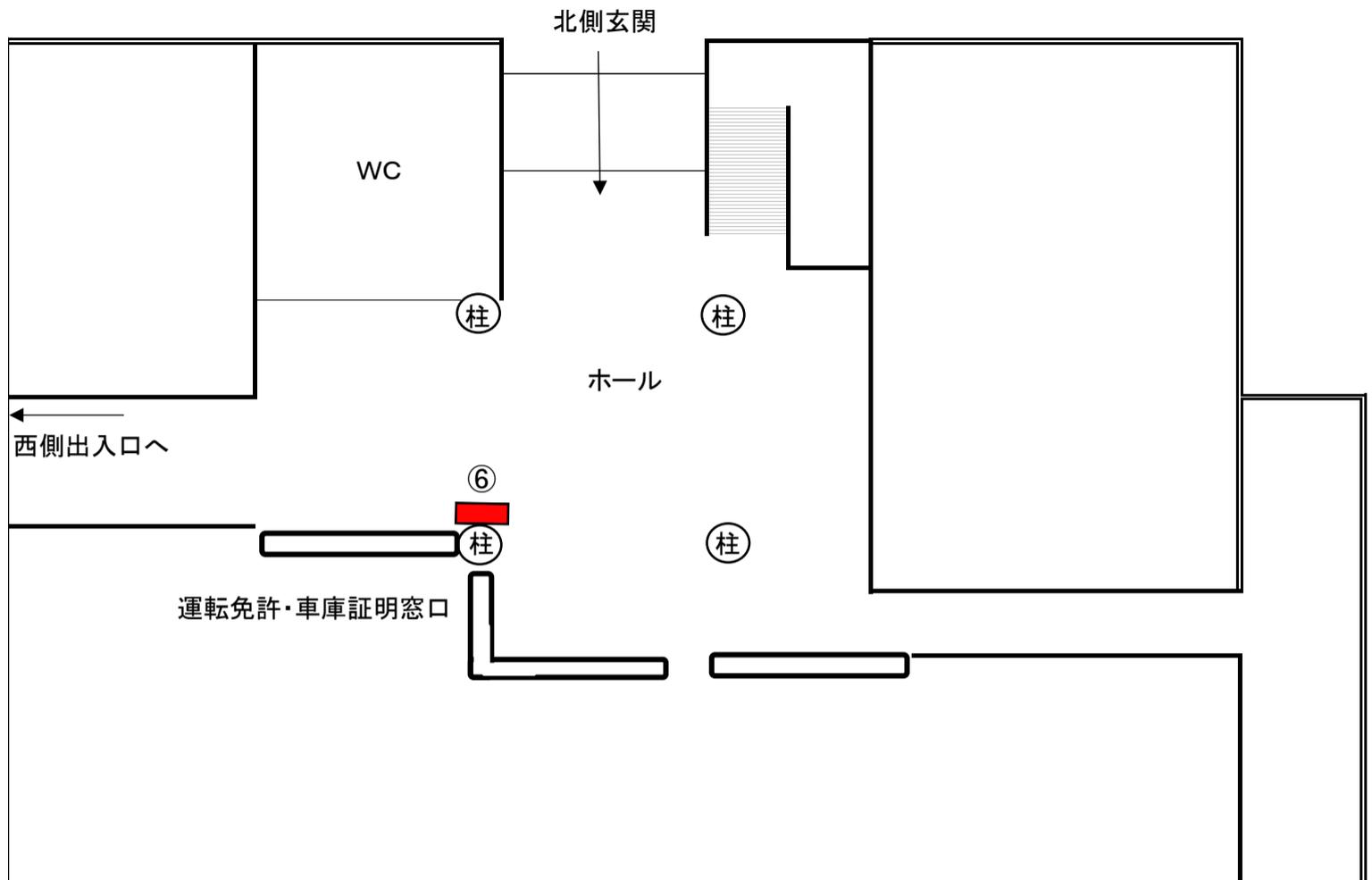
別図「広告入り掲示板設置場所」 静岡南警察署(壁面設置)③、④、⑤

1階平面図



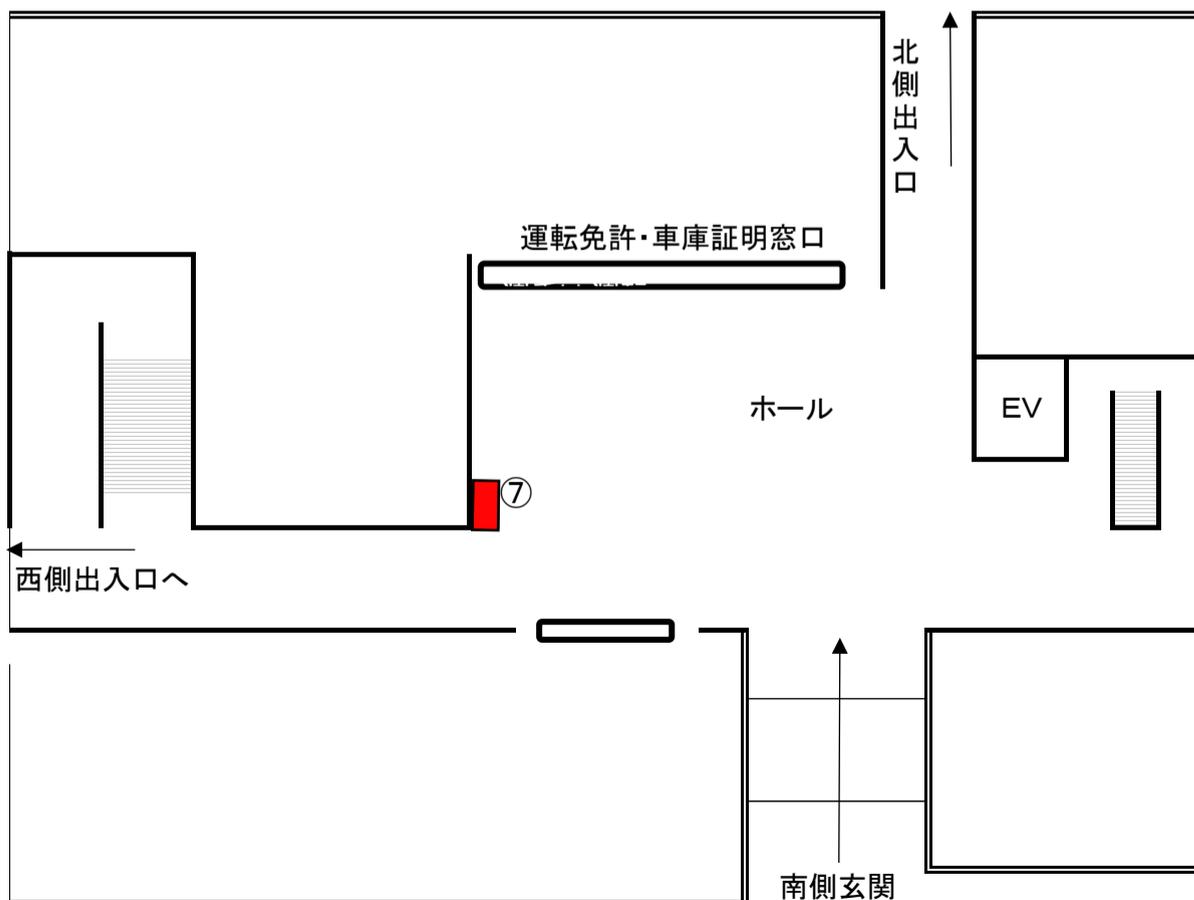
別図「広告入り掲示板設置場所」 藤枝警察署(壁面(柱面)設置)⑥

1階平面図



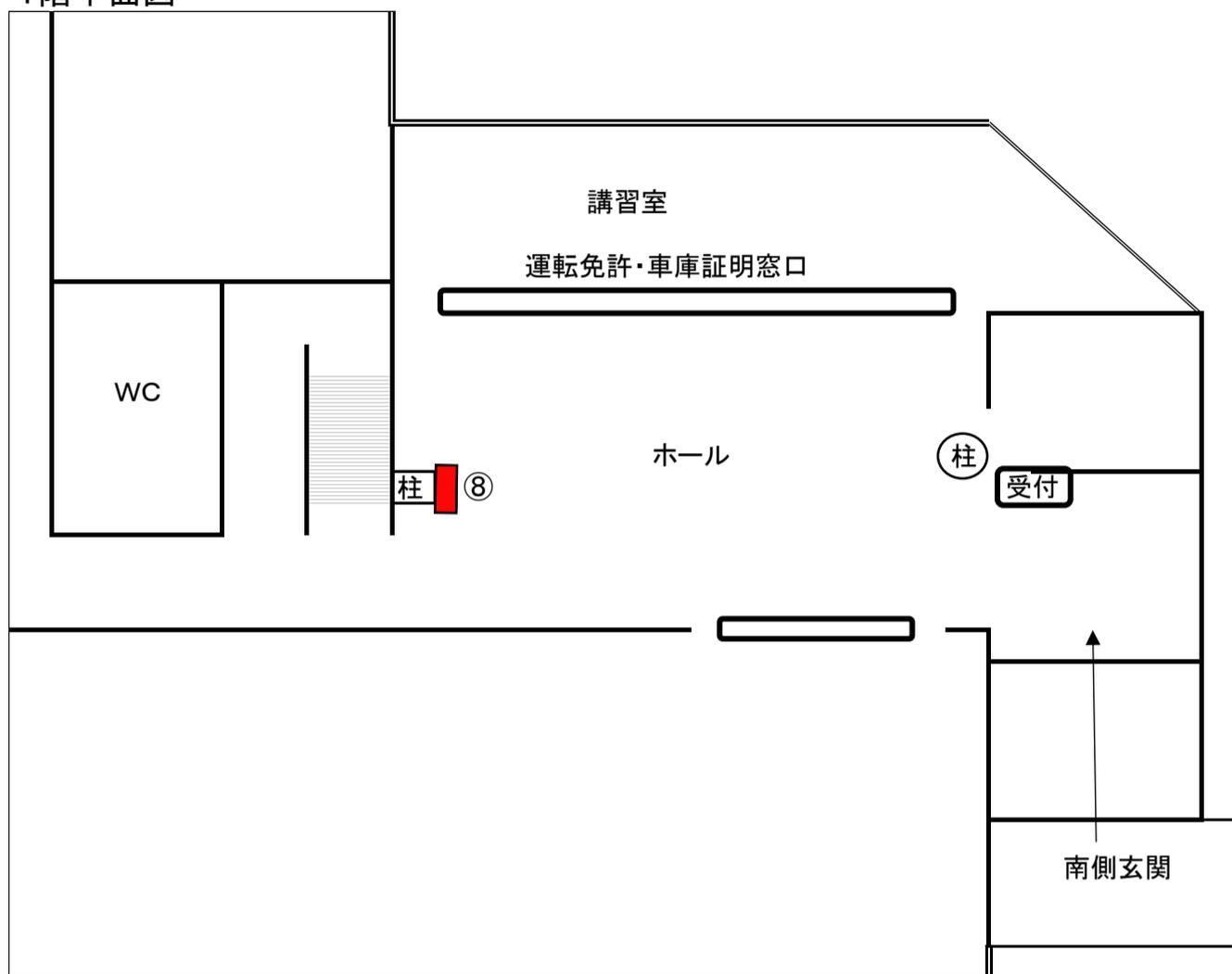
別図「広告入り掲示板設置場所」 掛川警察署(壁面設置)⑦

1階平面図



別図「広告入り掲示板設置場所」 浜松中央警察署(床面設置)⑧

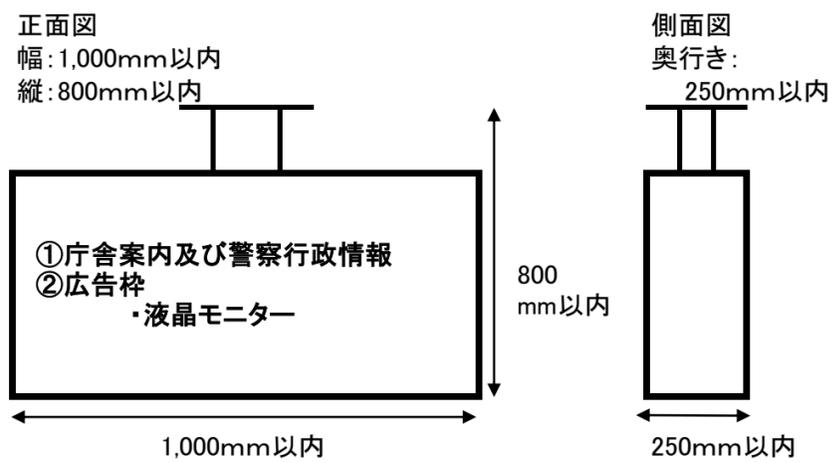
1階平面図



別添 広告入り掲示板 設置物イメージ図

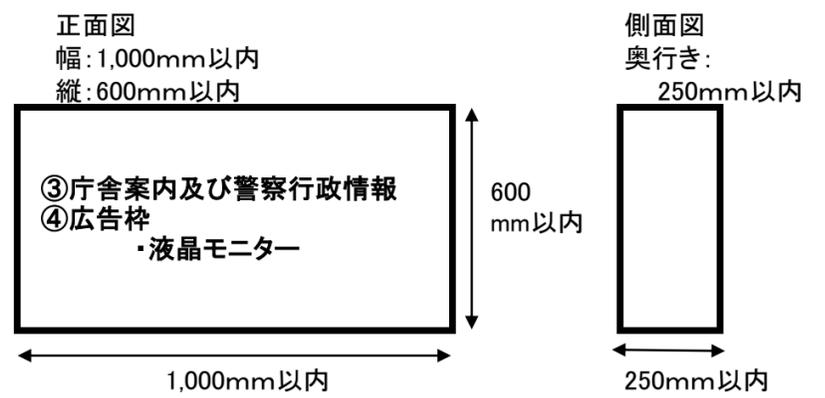
三島警察署（2箇所）

①②天井吊り下げ設置

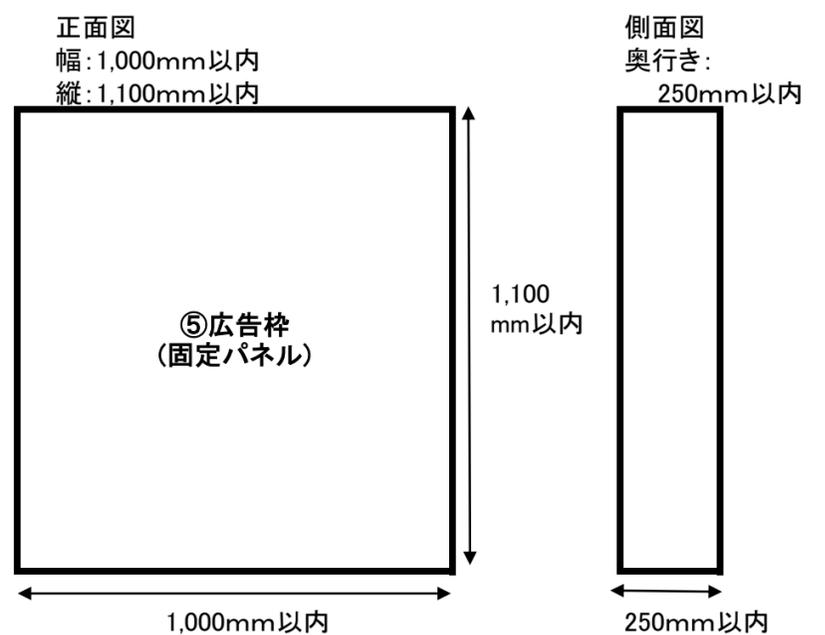


静岡南警察署（3箇所）

③④壁面設置



⑤壁面設置

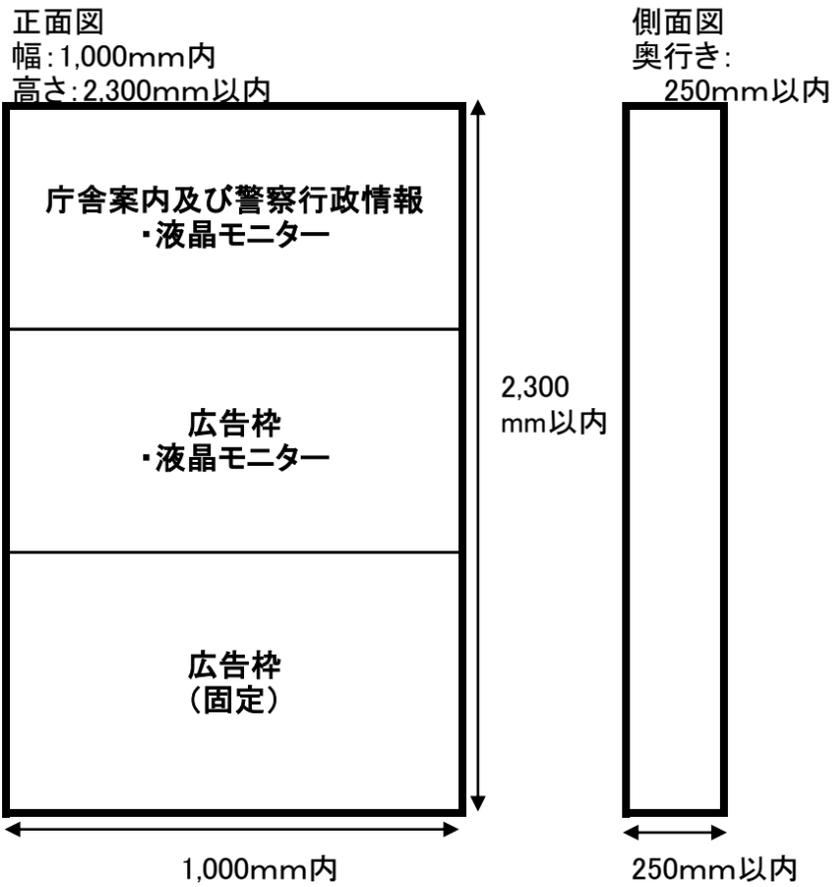


※ 上記イメージ図は目安であり、使用については、県警察と協議の上、定めることができるものとする。

別添 広告入り掲示板 設置物イメージ図

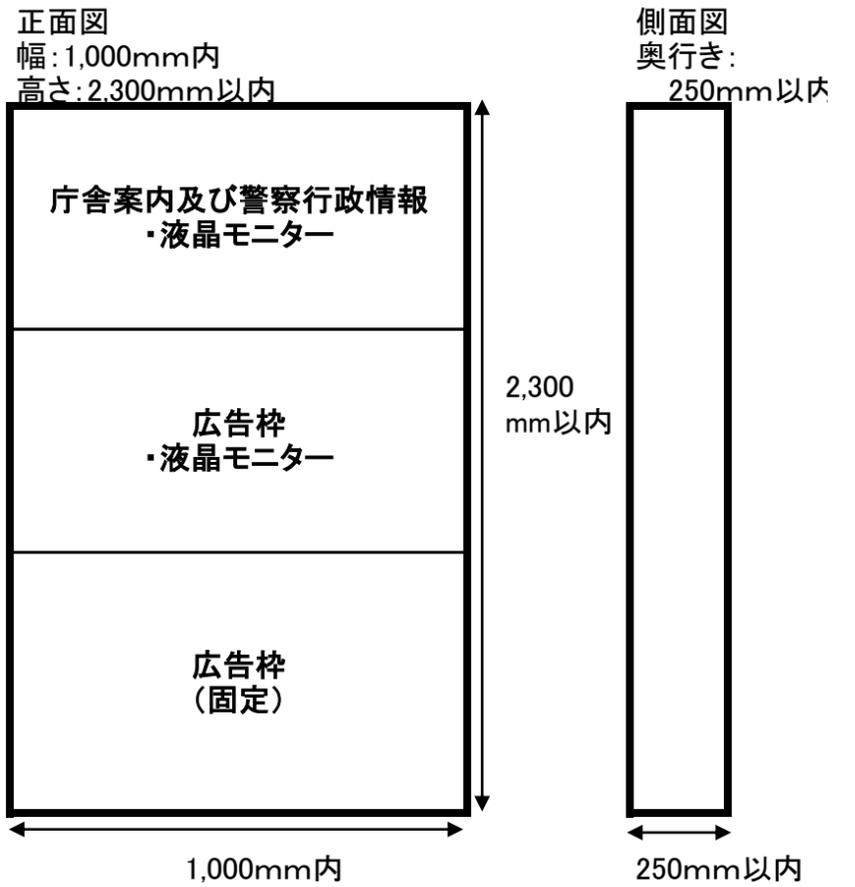
藤枝警察署（1箇所）

⑥壁面（柱面）設置



掛川警察署（1箇所）

⑦壁面設置

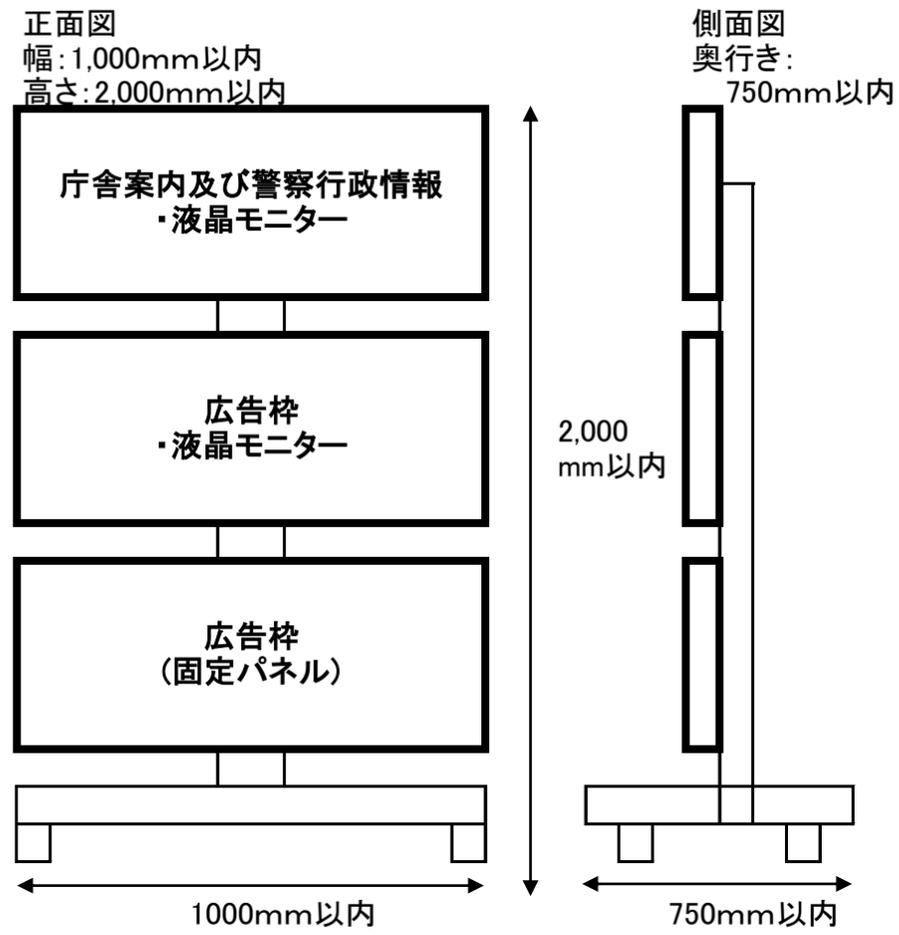


※ 上記イメージ図は目安であり、使用については、県警察と協議の上、定めることができるものとする。

別添 広告入り掲示板 設置物イメージ図

浜松中央警察署(1箇所)

⑧床面設置



※ 上記イメージ図は目安であり、使用については、県警察と協議の上、定めることができるものとする。